

調達要求番号：5SC91A00166

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号			仕 様 書 番 号	
募集広報用 不織布バッグ			防衛大臣承認	令和 年 月 日
			作 成	令和 7年11月26日
			変 更	令和 年 月 日
			作成部隊等名	自衛隊熊本地方協力本部

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊熊本地方協力本部が調達する募集広報用不織布バッグについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**GLT-CG-Z000001**による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

**NDS Z 0001C** 包装の総則

**GLT-CG-Z000001** 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様

## 2. 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規定並びに商慣習による。

## 3. 製品に関する要求

### 3.1 規格等

- 品番等：新日本カレンダー製 不織布ガゼットマチ付トート ナイトブラック (0001-009)
- 本体サイズ：W360×H380×D90mm
- 持ち手：W25×H580mm
- シルク印刷サイズ：W280×H220mm以内
- 生地厚：90g
- 縫 製：糸による縫製とする（熱圧着は不可）

### 3.2 デザイン

- 別紙のとおり
- データは官側から提供する。（テンプレートにアウトライン化された a i データ及び P D F データ）
- 細部については、官側との調整による。

### 3.3 印刷方法

シルク印刷（1色刷り）とする。

### 3.4 数 量

3, 0 0 0 枚

### 3.5 入 稿

入稿は、次による。

- 入稿するデータのファイル形式は、**A d o b e i l l u s t r a t o r C S 5, p h o t o s h o p C S 5**を元に作成する。

- b) 細部については落札後、官側と自衛隊熊本地方協力本部にてイメージサンプルを提出し打ち合わせをする。

### 3.6 仕上がり

入念に行うものとし、汚れ・破れ・しわ・まくれ・破損等あってはならない。

### 3.7 作業工程表

契約締結後3営業日以内に、官側へ1部提出するものとする。

### 3.8 3.1において示した製品以外の製品で入札する場合

3.1で示した製品以外の製品で入札する場合は、事前に要件を満たした当該製品のサンプル品を官側に提出すること。また、提示の上で品質等の説明及び規格証明書を提出し、了承を得ること。

なお、メーカーは国内製造元に限る。

## 4. 検査

### 4.1 品質検査

納品物の中から、数点を任意に抜き取って検査する。

### 4.2 数量検査

数量検査は、全数検査とする。

### 4.3 出荷証明書

出荷証明書は、次による。

- a) 契約相手方は、募集広報用不織布バッグの納入時、製造元の品質保証書及び出荷証明書を提出とする。
- b) 出荷証明書は、製造元の任意作成のものとする。
- c) 出荷証明書の宛名は、「自衛隊熊本地方協力本部長」とする。
- d) 商品について製造元が自社工場での生産、品質及び保証を証明する内容とする。
- e) 契約相手方に対して、出荷を証明する内容とする。
- f) 提出書類は、原本とする。
- g) 納入業者が遠方の場合、検査については相互に調整するものとする。

## 5. 出荷条件

5.1 損傷防止に努めるものとする。

5.2 防カビ対策を施すこと。

### 5.3 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識の一般事項によるほか、次に示す事項を2面、4面及び5面に行うものとする。

- a) 調達要求番号
- b) 品名（不織布バッグ）
- c) 部数
- d) 納品年月日
- e) 納品会社名

### 5.4 包装

納品物は、30個ずつ崩れないように束ねて、段ボール箱に梱包するものとする。

## 6. 納期及び納地

納期は、令和8年3月31日とし、納地は自衛隊熊本地方協力本部 募集課とする。

## **7. その他の指示**

### **7.1 知的財産権に関する注意**

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1a)～b)によるほか、次による。

- a) 契約の相手方が、GLT-CG-Z000001の8.1a)に定める必要な措置を講じず、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求する。
- b) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属などに関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決する。

### **7.2 仕様書に関する疑義**

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。

### **7.3 権 利**

この案件のデザインに際し、すべての権利を自衛隊熊本地方協力本部が有するものとする。